

# 緑化基準

敷地面積に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。なお、法定建ぺい率には、角地等の緩和規定による割合を含むものとし、法定建ぺい率が 90%を超える敷地については、算定式における法定建ぺい率を 90%とする。

① 敷地面積が 100 m<sup>2</sup>未満の場合

緑化は低木 1 本以上すること。

② 敷地面積が 100 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合

緑化面積は、ア～ウのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積 × (1-法定建ぺい率) × α

イ 敷地面積 × (1-0.8) × α

ウ (敷地面積-建築面積) × α

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
α	0.1	0.2	0.25

③ 敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合

緑化面積は、アかイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア (敷地面積-建築面積) × 0.3

イ {敷地面積- (敷地面積 × 法定建ぺい率 × 0.8) } × 0.3

(注) 緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。

《植栽算定の目安》

10 m<sup>2</sup>あたり、高木 1 本+中木 2 本+低木 3 本以上の植栽